

ドイツ第二帝政期の軍隊内部における一般兵役義務をめぐる言説 1871～1914

—— 自己正当化から軍事的合理性の追求を中心として ——

中島浩貴

1. はじめに

一般兵役義務 (allgemeine Wehrpflicht) は、ドイツ帝国の軍隊と社会の関係を検討する際に、中心的な問題として捉えられてきた。そのため、一般兵役義務は、軍事組織内部の問題を検討する軍事史の枠組みに限定されず、全体的な社会の歴史を考察していくうえでも対象とされてきている¹。またドイツ帝国における社会の軍事化は「軍国主義」と結びつけられており、この「軍国主義」という概念は、軍に対して批判的な自由主義者による政治的な批判から形成された政治的用語がその土台にあったという指摘がなされている²。その一方で、現在「軍国主義」概念は、このような限定された価値判断から離れて、社会の軍事化や軍隊を分析するうえでの学術的な用語として活用されている³。このような「軍国主義」概念との兼ね合いのなかで、軍事史研究は活発に行われてきた。軍隊で指導的立場にある将校団や予備将校団の研究は、多くの関心を引いてきた研究テーマの一つである⁴。そして、一般兵役義務で徴兵された兵士の実

¹ 帝政期に関する一般兵役義務の研究については、市民社会、国民国家との関連性のなかで論じられてきた。特に注目すべき研究として、以下を参照。Stig Förster, *Militär und staatsbürgerliche Partizipation. Die allgemeine Wehrpflicht im Deutschen Kaiserreich, 1871-1914*, in: Roland G. Foerster (Hrsg.), *Die Wehrpflicht. Entstehung, Erscheinungsformen und politisch-militärische Wirkung*, München 1994; Ute Frevert, *Das jakobinische Modell. Allgemeine Wehrpflicht und Nationsbildung in Preußen-Deutschland*, in: Ute Frevert (Hrsg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1997, S.17-47. 丸島宏太「人民武装・徴兵制・兵役義務と19世紀ドイツの軍制——概念史的考察——」『19世紀学研究』第6号、2012年、99-117頁。加えて、ジェンダーの視点を含めた研究として、Frevert, *Das Militär als „Schule der Männlichkeit“*. Erwartungen, Angebote, Erfahrungen im 19. Jahrhundert, in: ebenda, S.145-173; Frevert, *Die kasernierte Nation: Militärdienst und Zivilgesellschaft in Deutschland*, München 2001.

² Thomas Kühne und Benjamin Ziemann, *Militärsgeschichte in der Erweiterung. Konjunkturen, Interpretationen, Konzepte*, in: Thomas Kühne und Benjamin Ziemann (Hrsg.), *Was ist Militärsgeschichte?* Paderborn 2000, S.23-24.

³ 近年の軍国主義概念については、以下を参照。丸島宏太「下からの軍事史と軍国主義論の展開——ドイツにおける近年の研究から」『西洋史学』226号、2007年、128-141頁。ラルフ・プレーヴェ、阪口修平監修、丸島宏太・鈴木直志訳『十九世紀ドイツの軍隊・国家・社会』創元社、2010年、176-183頁。また、近年のドイツ軍事史研究の動向については、丸島宏太「フランス革命戦争からナポレオン戦争へ——ドイツの戦争・軍隊・社会にかんする近年の研究から——」『ゲシヒテ』第7号、2014年、19-33頁。

⁴ Karl Demeter, *Das deutsche Offizierkorps in Gesellschaft und Staat 1650-1945*, Frankfurt am Main 1965; Martin Kitchen, *The German Officer Corps 1890-1914*, Oxford 1968; Hartmuth John, *Das Reserveoffizierkorps im Deutschen Kaiserreich 1890-1914. Ein sozialgeschichtlicher Beitrag zur Untersuchung der gesellschaftlichen Militarisierung im Wilhelminischen Deutschland*, Frankfurt am Main/New York 1981; Wilhelm Deist, *Militär, Staat und Gesellschaft. Studien zur preußisch-deutschen Militärgeschichte*, Oldenbourg 1991. 望田幸男「帝政期ドイツの士官候補生問題——将校団研究序説——」『文化史学』第35号、文化史学会、1979年、202-220頁。望田『軍服を着る市民たち——ドイツ軍国主義の社会史』有斐閣、1983年、などがあげられる。

態研究は、退役した兵士が所属する在郷軍人会の活動も含めて、蓄積がなされてきている⁵。

このように、一般兵役義務をめぐる研究は、多格的におこなわれてきた。さらに近年当時の社会の軍事化を支えた言説の重要性があらためて評価されてきている。イエレン・レオンハルトは、ドイツ帝国における戦争肯定論（Bellizismus）を、近世から第一次世界大戦までのヨーロッパ全体に共通した問題として包括的に捉えている⁶。また、ニクラウス・マイヤーは、戦争、政治、権力国家を中心とした戦争理解、戦争肯定論、自然の法則としての戦争、殲滅戦争と人間間闘争、「生か死か」といった戦争理解を論じているなかで⁷、1871年から1945年に至るまでの高級軍人、特に著名な軍事著述家の言説を中心に分析、検討している。この研究では、軍事エリートの戦争肯定論を帝政期からナチ期までの軍人の主張の連続性のなかで描き出しており、旧来一般に認識されていた問題を実証的に描き出した研究として重要であるが、一方で帝政期からナチ時代の連続性を単線的に描きすぎているきらいがある。とはいえ、軍隊内部の戦争肯定論に関する言説が、帝政期においてどのように展開していたのかという本書の分析は、画期的であり、近年の戦争肯定論をめぐる議論を考慮するうえでも示唆に富むものである。軍隊内部の言説は、その専門性によって独自の世界観を形成している関係上、戦略や戦術といった領域で扱われることが多かった。しかし、軍人が社会制度に直結する兵役制度をどのようにとらえていたのかは、研究対象として端緒についたばかりである。軍事著述家は、専門家としてその見解には社会的な影響力があり、軍隊の内外でその言説は広い意味を持っていたといえよう。

本稿では、ドイツ第二帝政期における一般兵役義務をめぐる言説を検討する。その際の基本的な時間軸としては1871年から1914年までを対象とし、軍事専門誌やパンフレット、著作物に注目することによって、論調の変化を検討したい。なお、コルマール・フォン・デア・ゴルツとフリードリヒ・フォン・ベルンハルディという、最も著名な二人の軍事著述家は、すでに他で論じているため、前提として簡単に紹介しておく⁸。ゴルツは、『レオン・ガンベッタとその軍隊』『国民皆兵論』などの著作によって、名声と批判を一身に受けた軍事著述家であった⁹。とくに1877年『レオン・ガンベッタとその軍隊』では、一般兵役義務を用いて「軍事に限定されない国民社会全体の教化」を重視し¹⁰、軍事的世界観を優先した社会の組み換えを意図した人物であり、第一次世界大戦直前まで「国民皆兵（Volk in Waffen）」にまい進することになる。ま

⁵ 望田幸男「帝政期ドイツ在郷軍人会について——組織・意識・活動——」『人文學』第130号、同志社大学人文学会、1977年、41-75頁。丸島宏太「一九世紀ドイツの兵士」『軍事史学』第50巻第2号（通巻198号）、2014年、4-22頁。

⁶ Jörn Leonhard, *Bellizismus und Nation. Kriegsdeutung und Nationalbestimmung in Europa und den Vereinigten Staaten 1750-1914*, München 2008.

⁷ Niklaus Meier, *Warum Krieg? Die Sinndeutung des Krieges in der deutschen Militärelite 1871-1945*, Paderborn 2012.

⁸ 中島浩貴「ドイツ第二帝政期の戦史叙述と国民皆兵——コルマール・フォン・デア・ゴルツを中心に」『東京電機大学総合文化研究』9号、2011年、155-163頁。中島「「優勝劣敗」のなかの軍国主義——フリードリヒ・フォン・ベルンハルディを中心に」『東京電機大学総合文化研究』10号、2012年、135-143頁。

⁹ Colmar von der Goltz, *Leon Gambetta und seine Armee*, Berlin 1877; Goltz, *Das Volk in Waffen. Ein Buch über Heerwesen und Kriegführung unserer Zeit*, Berlin 1883.

¹⁰ 中島「ドイツ第二帝政期の戦史叙述と国民皆兵」『東京電機大学総合文化研究』158頁。

た、ベルンハルディは特に第一次世界大戦直前の著述活動のなかで、国家にとっての戦争の必要性を徹底して主張する戦争肯定論と社会ダーウィニズムの立場をとった。彼は1912年の『今日の戦争論』や同年の『ドイツと次の戦争』において¹¹、国民皆兵制（一般兵役義務）によって召集された国民が、「精神力」をもって国家存亡のための戦争に臨んでいくという主張を行うようになる¹²。この二人の主張は、かなりの程度一貫性と共通性があるが、ゴルツが問題の先駆的提示を行っていた一方で、ベルンハルディは軍内部の拡大発展していった議論を総合していったものであり、いささか性質を異にする。しかし、この両者の主張は明らかに当時の軍隊内部の言説との兼ね合いで形成されていったものである。

この二人のオピニオンリーダーの一般兵役義務をめぐる論説は、軍隊内部の言説を超えて直接的な政治運動と関連性を強めていくが、主にこの二人以外の言説の流れに着目し、軍が置かれた状況をも概観しつつ、軍隊内部の言説の変化を見ていきたい。

2. 軍事著述家とその媒体

1871年から1914年というおよそ43年もの一般兵役義務をめぐる言説の変化は、軍隊がおかれた状況、ドイツの戦略環境、政治的社会的状態、将来戦への展望、といった問題が積み重なって構成されている。軍事専門誌に掲載された論説や、一般兵役義務について論じた著作物（パンフレットも含む）、加えて軍事専門家の言説空間の影響を強く受けた軍人以外の言説が検討対象となる。史資料の選別に際しては、軍事著述家（そのほとんどは将校以上の高級軍人）が記載した一般兵役義務の位置づけやその役割について言及している著作物を主とするが、政治パンフレットや教育などについて扱った文献で、一般兵役義務をその考察の主な対象としていないものも含んでいる。一般兵役義務に関する言及は、当時の戦争や軍隊、そして歴史を論じる上で頻繁に登場してくるためである。また、民間で一般兵役義務を称賛し、戦争を肯定する言説でも、時に軍事著述家の威光を借りる必要があった。ここに、軍事著述家の言説を検討する理由がある。

軍事著述家の内実は多様であった。その中には、ゴルツやベルンハルディのように、のちに将官や軍司令官にまで出世したものもあり、参謀本部の将校として相応の地位に就いた人物も含まれていたが、作戦計画や軍備政策に参画する立場の者は限定的であった。著述家のなかには、現役の尉官も退役した将校もあり、基本的には将校という範囲内では階級的に限定されない幅を持っていた。こうした軍事著述家は、軍の主導する政策に直接従事する立場にはなかった。これは、軍事専門誌の記事においても垣間見られる。軍事専門誌では、現実の作戦そのものへの言及がほとんどなされていない。これは過去の戦史を除いてどの著述においても共通しており、目下の現実的課題にかかわる戦略的問題への言及はほとんどなされていない。軍事専

¹¹ Friedrich von Bernhardi, *Deutschland und der nächsten Krieg*, Berlin 1912; Bernhardi, *Vom heutigen Kriege*, Berlin 1912.

¹² 中島 「優勝劣敗」のなかの軍国主義『東京電機大学総合文化研究』140-141頁。

門誌は当時の国際的な軍事著述家のコミュニティのなかで相互に参照されたり、論争になる可能性が十分存在していた。そのため、軍事著述家のコミュニティで議論される対象は、当然軍事機密情報に基づくものではあってはならず、また一方で自国はもちろん他国の軍人にとって注目されるべき問題が扱われる傾向があった。このため、軍事著述家が記述する情報は、基本的に公開しても問題とはならないものであった。また、軍事著述家の言説は、軍当局に監督された言説であったにもかかわらず、ある程度の執筆者の自由があったことも指摘しておかねばならない。ゴルツが、1877年出版の『レオン・ガンベッタとその軍隊』で一時的に左遷されたことがあったように、軍事著述家は公の場である程度自由に書く余地があったことを示している¹³。この自由のなかで、軍隊、とくに将校の世界観が表明される場が提供されることになる。

軍事著述家の主張は、その時期や媒体によって異なるが、軍事専門誌では基本的に時事分析や戦史研究に関する論説が主体であった。パンフレットでは、政治的色彩が強く、帝国議会での軍事予算審議にかかわった内容のものが中心で、また議会審議で軍が提案する軍事予算に反対する政党を批判するものが多かった。軍事専門誌によって掲載される論調は異なっており、官報としての色彩の強い『軍事週報 (Militair=Wochenblatt)』では、政治的な問題について言及した記事はほとんど掲載されることはなかったが、『陸海軍年報 (Jahrbücher für die deutsche Armee und Marine)』のように急進的な論調の論文が中心に掲載されやすいものもあった。『陸海軍年報』は、ドイツ帝国成立期には『軍事週報』と内容に大きな違いがなかったにもかかわらず、1890年代に入ると、社会主義批判のような政治色の強い論説が増大してくることになる¹⁴。また、軍事著述家は『ドイッチェ・レビュー (Deutsche Revue)』のような一般誌にも論説を投稿したが、これは軍事著述家でもかなり著名な人物が投稿する傾向があった。ここでは、軍事的状況に関する時事分析の論説が中心であった。

軍事著述家には、まず戦史叙述 (Kriegsgeschichte) で業績を残すという傾向があった。マックス・イエーンズ (Max Jähns) は、将校出身の戦史家として著名であったが、古代世界 (ギリシア、ローマを含む) から近代にわたる軍事組織を歴史的に検討した著書のなかで、プロイセンの一般兵役義務を軍事組織の完成形態として描いたが、こうした見解は軍隊内部では一般的な視点であったといえる。イエーンズは、一般兵役義務が歴史的帰結のなかで完成形として現れた状況を描いている¹⁵。彼は、一般兵役義務を歴史的な軍事制度と比較するなかで、必然的に生じたものであると理解し、「ドイツは一般兵役義務によって再生された」ことを強調する。古代 (ギリシアやローマ) の民族が自由な市民軍を保持していた折は、繁栄し、傭兵を導入し

¹³ Colmar von der Goltz, *Leon Gambetta und seine Armee*, Berlin 1877. ゴルツについては、近年研究が活性化しており、全体的な伝記研究として Carl Alexander Krethlow, *Generalfeldmarschall Colmar Freiherr von der Goltz Pascha. Eine Biographie*, Paderborn 2012. 日本でも、トルコ滞在中のゴルツに焦点を絞った研究、藤由順子「コルマル・フォン・デア・ゴルツとオスマン帝国陸軍」三宅正樹、石津朋之、新谷卓、中島浩貴編『ドイツ史と戦争——「軍事史」と「戦争史」』彩流社、2011年、339-364頁。また、戦争指導に着目した研究、石津朋之『戦争学原論』筑摩書房、2013年、260-269頁がある。

¹⁴ 帝政期の軍事専門誌に関する研究については、以下を参照。Helmut Schnitter, *Militärwesen und Militärpublizistik*, Berlin 1967, S. 75-115.

¹⁵ Max Jähns, *Heersverfassungen und Völkerleben. Eine Umschau, zweite Auflage*, Berlin 1885.

たのちには没落したことを指摘し¹⁶、「一般兵役義務に回帰することは諸国民の第二の青年期となる¹⁷」との指摘は、プロイセン＝ドイツの軍事制度の歴史的な正当化を試みている。

一方で戦史叙述では、もっぱら過去の戦場の作戦が検討され、兵役義務のような軍事組織そのものの優越が論じられることはまれであった。しかし、軍組織に関する歴史的叙述では、近代的な軍事組織の到達形態として一般兵役義務は扱われた。イエンスにとどまらず、軍事著述家の多くはまず戦史や同時代の戦術的問題に関する論述を行い、そののちに軍組織の問題を扱って、さらに戦争を肯定する著作や、自由主義や社会主義の軍事論を批判し、さらにその政治的な立場を攻撃する著作に手を出す傾向があった。

1891年に中將として退役した、アルベルト・フォン・ボグスラウスキー (Albert von Boguslawski) も、軍の立場を正当化し、政治的な主張を含む文書を執筆する傾向があった。ボグスラウスキーは現役の軍人であった1870年代には匿名や仮名で執筆していたが、まさにこうした例の代表である¹⁸。彼は、すでにドイツ統一戦争直後から戦史を研究する一方で、パンフレットや小説を含む数多くの著作を実名、匿名を問わず残していた。ボグスラウスキーは現役の軍人であった時は、戦史に関する論文では実名で執筆していたが、それ以外のパンフレットや論説、政治的著作や小説は匿名もしくはペンネームで書いていた¹⁹。このように、軍人として現職にありながらも、実名で軍事予算審議に批判的な党派を批判する政治的パンフレットに執筆を行っていた軍事著述家は多数存在した。一般兵役義務を中心に論じた論説や書籍とは異なり、政治的な目的のもとに作成されたパンフレットでは、軍隊内部の価値観を前提とし、軍隊を市民的価値から理解する試みを批判していた。基本的にこのようなパンフレットは、軍事予算の必要性を主張する一方で、軍隊の価値観に親近感をもつ人々に向けられて記述される傾向があった。

3. 1870年代から1890年代初頭の一般兵役義務言説 —— 正当化、肯定、満足と自由主義批判

1871年に独仏戦争が終結し、ドイツ帝国が建国されて以降、一般兵役義務はあらためて検討される対象となった。独仏戦争直後、軍事専門誌では、戦争に勝利をもたらした制度として一般兵役義務は称賛され、フランス軍との比較のなかでプロイセン・ドイツの固有の制度として

¹⁶ Jähns, *Heersverfassungen und Völkerleben*, S. 407.

¹⁷ Jähns, *ebenda*, S. 408.

¹⁸ Anonym[Albert von Boguslawski], *Bildung und Mannszucht im deutschen Heere. ein offenes Wort für Heer und Volk; mit besonderer Rücksicht auf die Verhandlungen des Reichstags betreffend Militärstrafgesetz*, Berlin 1872.

¹⁹ Boguslawski, *Vollkampf - nicht Scheinkampf. ein Wort zur politischen Lage im Innern*, Berlin 1895; Boguslawski, *Die Ehre und das Duell*, Berlin 1897などがある。また匿名で小説も書いている。Friedrich Wernau, *Die Kinder des Vaterlandes*, Breslau 1876。また、ドイツ語圏で仮名や匿名で軍事著述家が活動していた状況については、以下を参照。Markus Pöhlmann, *Anonyme und pseudonyme Militärliteratur im deutschsprachigen Raum 1848-2000. Zum mediengeschichtlichen Phänomen und zur Forschungsproblematik*, in: *Militär-geschichtliche Zeitschrift* 69(2010), Heft 1, S.80-95.

の優位性が強調されている²⁰。また、一般兵役義務は、帝国議会においても、国民の義務と平等をもたらす組織であり、社会的に正当な軍事組織として党派を問わずに認知されていた²¹。一般兵役義務に伴う肯定的な認識の一方で、「軍隊組織の独自の論理、つまり軍事的合理性や、将校の地位の優遇、軍隊社会の世界観——規律など——²²」と義務や平等といった市民社会の論理の間には、隔たりがあったことも事実である。軍は自己の組織の優位性を論じることにその重点を置いていたが、これに対し自由主義者のなかでは国民的な義務と平等の理念と、軍の論理の間にある軍隊内の階級制度や職業軍人である将校の優遇が矛盾しているものと見なし、軍の論理を批判するものも根強く存在していた。

1874年に帝国軍事法が成立して以降、7年に一度の審議となる七年制予算（ゼプテナート）が確立された。こうしたなかで、一般兵役義務は独仏戦争直後の流れを受け継ぎ、現状の正当化と確認が進行した。このなかでは、一般兵役義務は、プロイセンの歴史と伝統から導き出されたものであり、他国の軍事システムよりも優れた特徴をもつものとして認識される傾向があった。軍事著述家ヘルマン・フォン・ハネケン『一般兵役義務』でも、制度的特徴を説明する文脈のなかで、国民的統合を成し遂げた軍の機能を論じ、ドイツ統一を成し遂げた一般兵役義務の役割は肯定的に評価されている²³。そして、一般兵役義務によって徴兵された兵士が、重要な役割を果たすうえで、その導き手としての将校の重要性が言及される。兵士とともに職業軍人である将校も同時に称賛される。これは義務の遂行、名誉といった美徳によって説明がなされることになったのである²⁴。

1870年代から1890年代初頭の一般兵役義務に関する軍隊内部の論説を検討すると、そこにはドイツ統一戦争をもたらした軍事制度への満足に溢れていたことが読み取れる。1876年に一般向けに書かれた論説、J・フォン・ハルトマン「一般兵役義務」でも、プロイセンの歴史と一般兵役義務の結びつきが強調されている²⁵。ここでも、一般兵役義務はプロイセン王国の歴史に連なる連続性をもった制度として描かれていた。ただし、この論説は、国土防衛隊（Landsturm：一般兵役義務のもとで17歳から42歳の国防義務を負うすべてのものが入隊する部隊）に言及するなかで、その兵役年限を短縮することが重要であるとの指摘がなされている。軍事負担の軽減こそが国民と国家の間に連帯を生むと、兵役年数を短縮することが必要性であるという主張が行われている²⁶。プロイセン・ドイツ軍の兵役年数は、当時3年であった。自由主義者（市民層主体）の主張では3年という兵役期間が軽減されるべきであるという議論がなされており、憲法闘争の時代から国民に課せられた負担として問題となっていた。ここでは、一般兵役義務

²⁰ 中島浩貴「比較のなかの軍隊——独仏戦争後の一般兵役義務とその軍事的価値観の正当化をめぐる軍内部の言説」『西洋史論叢』第35号、早稲田大学西洋史研究会、2013年12月、17-30頁。

²¹ 中島「義務・平等・安定——ドイツ統一戦争直後のドイツ帝国議会における一般兵役義務言説」『世界史研究論叢』第4号、世界史研究会、2014年、34-49頁。

²² 中島「義務・平等・安定」『世界史研究論叢』49頁。

²³ Hermann von Hanneken, *Die allgemeine Wehrpflicht*, Gotha 1873, S.6.

²⁴ Hanneken, *ebenda*, S.9-25.

²⁵ J. von Hartmann, *Die allgemeine Wehrpflicht*, in: Mülhäußer und Geffcken(Hrsg.), *Zeitfragen des christlichen Volkslebens*, erster Band, Heft 4, Frankfurt am Main 1876, S.3-56.

²⁶ Hartmann, *ebenda*, S.21.

の制度説明とその卓越性の言及に終始している。しかし一方で、軍の世界観を強制する主張だけが繰り返されていたわけではなく、一般兵役義務の価値や重要性を主張しつつも、市民層に配慮する記述もなされていたことは注意を要する。

ところで、軍事言説と政治のつながりについてはすでに1870年代にも、一般兵役義務について言及のある政治パンフレットが制作されていた。このような著作物は、軍事予算審議に対応してつくられたものであり、軍事専門誌向けの論文や、単著として出版されるものとは独立していた。これには軍事著述家を書いたものが多く存在した。この時期すでに現役の軍人は、パンフレットを書く場合、その政治的関与を隠すために匿名ないし仮名で執筆することが多かった。

市民層の軍隊認識、軍事観を批判するパンフレットは、帝国議会での軍事予算審議の前後に作られた。その中のパンフレットのなかでは、自由主義者の軍事認識が批判され、軍隊を民主化する意図があるとみなされた。また、自由主義者たちは、財政的な負担が大きいことから常備軍を批判的に捉えて民兵制を提案していたが、これを批判するために、1848年の三月革命における事例が用いられることになる。三月革命での郷土防衛隊 (Landwehr) は、パンフレットのなかでは革命や無政府主義と直接に結びつけられ、批判されている²⁷。自由主義者が提案する既存の軍事組織とは異なる軍事組織に対する反感がパンフレットでは明確に意図されることになる。

古いプロイセンの伝統に基づく『国民皆兵』の概念を近代的な、非プロイセン的な『国民軍 (Volkswehr)』と同一視するという、絶え間ない努力や、君主制の手の内にある強固に組織された軍組織の立場に、議会に奉仕する緩く結びついた民兵をあてがおうとする、頻繁に繰り返される試みに、今や市民軍や国民軍 (Bürger- oder Volkswehr) という名が好まれているのだ²⁸。

パンフレットでは、自由主義者の軍隊観が、1848年の革命と反革命という視点のなかで拒絶される。そして、最高司令官としての国王への忠誠心という観点が、市民軍や国民軍 (Volkswehr) と対立軸として設定される。ここでは、三月革命期の自由主義者の軍隊認識と、当時の軍事予算審議での自由主義者の軍事批判が結びつけられている。1848年の民兵制を批判することによって、自由主義者の軍事論を空虚なものとして位置づけるのである。民兵制に対して、一般兵役義務の優位性を主張することが、繰り返されることになる²⁹。このパンフレットも、1880年

²⁷ Emirr Knorr, *Das Volk in Waffen im Sinne der Demokratie. Ein Bild aus den Märztagen*, Berlin 1887; Knorr, „Wie sich die Demokratie das Volk in Waffen dachte“. *Ein zeitgemäßer Rückblick*, Berlin 1886.

²⁸ Knorr, *Das Volk in Waffen*, S.8.

²⁹ ドイツ軍部内の国民総武装 (Volksbewaffnung) や民兵制に関する認識については、以下を参照。Oliver Stein, „Ein ganzes Volk in Waffen ist nicht zu unterschätzen“. *Das deutsche Militär und die Frage von Volksbewaffnung, Miliz und vormilitärischer Ausbildung, 1871-1914*, in: Rüdiger/Ralf Pröve (Hrsg.), *Spießer, Patrioten, Revolutionäre. Militärische Mobilisierung und gesellschaftliche Ordnung in der Neuzeit*, Göttingen 2010, S.71-94.; Frank Becker, „Bewaffnetes Volk“ oder „Volk in Waffen“? *Militärpolitik und Militarismus in Deutschland und Frankreich 1870-1914*, in: Christian Jansen (Hrsg.), *Der Bürger als Soldat. Die Militarisierung europäischer Gesellschaften im langen 19. Jahrhundert. Ein internationaler Vergleich*, Essen 2004, S.159-174.

代の軍事予算審議の時期に作成されたものであった。この時期自由主義者の軍事論に対する反論のために、一般兵役義務を用いて対抗していきやり方は、頻繁に行われている。1893年の帝国議会選挙で左派自由主義が勢力を失うまでは、軍事予算審議にとっての主な批判者は、左派自由主義とみなされていた。左派自由主義の軍事論に対応する必要性が強く意識されていた状況が、パンフレットの攻撃対象のなかに示されている。パンフレット上での一般兵役義務は、このような自由主義者の軍事論に対抗し、その論拠を否定する意図があり、プロイセン・ドイツの軍事組織の優位性を軍事的にばかりか、政治的に肯定する存在としても認識されていた。

このように、1871年から1890年に入る前の時期においては、プロイセン・ドイツ軍の内部の言説は、一般兵役義務に対するある種の満足が支配していたといえよう。一般兵役義務は多くの点でそれを引き合いに出す軍事著述家に満足と安心を与えるものであり、それは、軍事的合理性、歴史、国内政治的側面で自国の軍事制度の現状を肯定するものであった。すでに当時、一般兵役義務の導入国は増加し、とくにフランスは独仏戦争後、すぐに一般兵役義務と同等の兵役免除がほとんどない制度を導入することになり、大幅にその兵力を強化することになるが、少なくとも当時の言説のなかで一般的にみられる主張のなかで、プロイセン・ドイツの一般兵役義務という制度に問題があるとみなしていた人物はほとんどいなかった。ゴルツの『レオン・ガンベッタとその軍隊』でさえ、一般兵役義務自体には高い評価を与えており、フランスの軍事的復活が脅威になることを警告したような指摘があったとしても、それは一般兵役義務そのものの問題とはみなされなかったのである³⁰。また、同じくゴルツ『国民皆兵論』が指摘したように、一般兵役義務が現実には十分に使用されてはならず、徹底的な活用が必要であるという主張も、この時期同様に例外的であったといえよう³¹。他国が一般兵役義務を模倣し、ドイツの軍事力の相対的な優位が失われるという恐怖や、軍事組織を根本的に変更していく必要があるのではないかという切迫した危機を表明するものは少なくともこの時期の軍事専門誌の論説やパンフレットでは、中心になっていなかったのである。

4. 1892/93年軍事法案と転換

しかし、軍事著述家の言説のなかで、一般兵役義務そのものに内在する制度的問題が、十分に関心を持たれていなかったとはいえ、軍上層部では、軍事的必然性に基づく兵力増強の必要性は認識されていた。ドイツの陸軍兵力が、他国に対して不足している状況が強く認識され、まず軍備政策面で常備兵力の増強によって問題の解消が意図されたのが1890年である。陸軍省主導で行われた軍備拡張計画（1890年）は、当時の47万人のドイツ軍をさらに15万増強することを意図していた。しかし、この陸軍省主導の軍備増強計画は、帝国議会において批判され、中央党のヴィントホルスト主導の決議によって失敗することになる³²。このことは軍拡を意図

³⁰ 中島「ドイツ第二帝政期の戦史叙述と国民皆兵」『東京電機大学総合文化研究』157-158頁。

³¹ Goltz, *Das Volk in Waffen. Ein Buch über Heerwesen und Kriegführung unserer Zeit*, Berlin 1883.

³² Stig Förster, *Der doppelte Militarismus. Die deutsche Heeresrüstungspolitik zwischen Status-quo-Sicherung und Aggression 1890-1913*, Stuttgart 1985, S.35 ; Oliver Stein, *Die deutsche Heeresrüstungspolitik 1890-1914. Das Militär und der Primat der Politik*, Paderborn 2007, S.170-176.

する際に政府や軍が帝国議会に配慮する必要があることを示していた。その後も陸軍軍備の増強は追及されており、フランスやロシアに対抗するために兵力の確保が求められていた。

1890年のビスマルクの失脚以降、ドイツに生じた国際環境の変化は、軍上層部では必ずしも決定的な転機として意識されていなかった。遡れば、すでに参謀総長ヘルムート・フォン・モルトケは1860年には、フランスとロシアに対する戦争計画の必要性を認識していた³³。しかし、このような敵対する二国に対応する戦争計画は、同時に対応するものとして体系的に立案されたものではなく、東西両面で別個に立案されたものにすぎなかった。しかし、フランス、ロシアのいずれに対応するにしても、ドイツの兵力は十分ではなかった。1891年に参謀総長に就任したアルフレート・フォン・シュリーフェンもまた、同じ状況下におかれた。参謀本部は、作戦計画の実行に際しては慢性的に兵力不足であり、喫緊の兵力増強の必要性を認識していた³⁴。1890年代初頭において、少なくとも皇帝ヴィルヘルム二世、帝国宰相レオ・フォン・カプリヴィ、参謀本部、陸軍省では兵力増強の必要性が理解されており、1892/93年軍事法案では、当初は8万の兵力増強が求められるなかで、議会での軍事予算の増額が求められ、承認される必要性があった。しかしながら、政府は徴兵年限の3年から2年への短縮という譲歩を行ったにもかかわらず、さらに兵力増強数の縮小などのさらなる譲歩を強いられ、軍事法案は何度も修正が行われた³⁵。1893年軍事法案審議は、帝政期における陸軍兵力の増強を大規模に行ううえでの困難を明確に示している。

1893年軍事法案では、カプリヴィ政権の意図的なプロパガンダ政策によって資金援助がなされ、それまで以上に軍の主張を擁護するパンフレットの出版が行われた³⁶。軍事法案前後の軍事著述家による宣伝パンフレットは、従来通り自由主義者の軍事論批判が行われた一方、兵力増強に伴う予算措置がいかに必要であるのかという観点も強調された。このパンフレットでも、軍の見解を肯定的に論じることは当然のことながら、またも、自由主義者の軍事論に対する批判が積極的に行われている³⁷。ここでも、1848年の三月革命が事例として紹介され正規軍の敵となった民兵や郷土防衛隊に対して、批判の矛先が向けられている。自由主義者が主張する軍隊の欠陥が明らかにされ、軍が主導する一般兵役義務の優秀性が強調された。このようなパンフレットのほとんどは、匿名の著者によって書かれるか、あるいは退役軍人によるものであった。すでに1870年代からこうしたパンフレットの執筆にかかわっていたボグスラウスキーのような軍事著述家以外にも、アウグスト・カイクのようにその後の「ドイツ国防協会」で国民的な軍備拡張キャンペーンを行う人物もまた、この時期パンフレット執筆に加わることに

³³ ゲルハルト・リッター、新庄宗雅訳『シュリーフェン・プラン——ある神話の批判——』私家版、1988年、14-23頁。

³⁴ Eberhard Kessel(Hrsg.), *Alfred Graf von Schlieffen. Briefe*, Göttingen 1958, S.295-297.

³⁵ 1892/93年軍事法案については、以下を参照。Förster, *Der doppelte Militarismus*, S.28-74 ; Stein, *Die deutsche Heeresrüstungspolitik 1890-1914*, S. 200-208.

³⁶ Förster, *Der doppelte Militarismus*, S.63-71. ; Stein, ebenda.

³⁷ 例えば、以下。Boguslawski, *Die Parteien und die Heeresreform*, 2. Auflage, Berlin 1892; Boguslawski, *Reichstag und Heer*, Berlin 1893. また、匿名の歴史家を名のなかで、平和主義者となるルートヴィヒ・クヴィッデに対する批判も出版されている。Anonym, *Der militärische Geist in Deutschland. Eine Erwiderung auf die „Anklageschrift eines deutschen Historikers“ von einem andern deutschen Historiker*, Frankfurt am Main 1893.

なった³⁸。兵力増強を伴う軍備拡張を行うための政治的行動のために、ここで多くの軍事著作家がパンフレット執筆に加わった。1893年軍事法案は数度の紛糾と否決の後に、帝国議会選挙が行われるなかで可決されることになる³⁹。

5. 軍事言説の政治化——社会主義への警戒

この1893年軍事法案での勝利は、軍隊内部の言説から政治性を取り除き、穏当なものしておくことはなかった。軍事著述家の言説が、さらに政治的な色彩を強めていく状況は、この後も拡大していくことになる。とくに1893年以降、社会民主党が帝国議会に議席を占め、社会主義者の勢力が軍隊内部に勢力を拡大してくることが指摘されるようになると、パンフレットや雑誌でも社会主義批判が、軍事著述家の言説としてはっきりと現れてくる。社会主義への批判はすでに軍事法案審議の際のパンフレットにおいて明確であったが、一般兵役義務に関する言説は、社会主義者がもつ軍隊観——民兵制——に対して明確に対抗するという色彩を強め、その議論は先鋭化していくことになった。1880年代までは、一般兵役義務を基軸とした軍事論の批判は自由主義者に向けられていたが、1890年代には社会主義に対して集中して向けられることになった。これは、帝国議会選挙で自由主義勢力が1893年以降退潮したことと、社会民主党勢力拡大と軍部内の社会主義勢力の台頭への認知が進んだ状況がはっきりと現れていた。社会主義勢力への批判によって、軍内部の世界観が顕在化される機会が到来することになった。

ボグスラウスキー『国家と国民に関する真の意味における戦争』は、社会主義者に対する批判を含意した文献としても意味がある⁴⁰。ニクラウス・マイヤーは、本書を戦争を積極的に肯定し、「武力への信頼」を公然と主張していくうえでの転換点となった著作としている⁴¹。ボグスラウスキーは「戦争と戦争指導との関係における社会民主党員と平和主義者の仕事 近年の提案の実現不可能性」と題した章で、社会主義者の軍国主義批判をやり玉に挙げている⁴²。社会主義者は革命を成し遂げるために、軍の規律を破壊する存在として、平和主義者と並んで批判の対象として認識されることになったのである⁴³。

社会主義の台頭に関して軍が脅威を感じており、政策的な対応がとられていたことは、すでに多くの研究で指摘されている⁴⁴。社会主義者の脅威は、皇帝や陸軍省といった軍の上層部で

³⁸ August Keim, *Warum muss Deutschland seine Wehrmacht verstärken?*, Berlin 1893.

³⁹ Förster, *Der doppelte Militarismus*, S.74.

⁴⁰ Boguslawski, *Der Krieg in seiner wahren Bedeutung für Staat und Volk*, Berlin 1892.

⁴¹ Meier, *Warum Krieg*, S. 302-3. 本書によれば、戦争肯定論に直結される議論がこの時期に登場してきているとされる。

⁴² Boguslawski, *Der Krieg in seiner wahren Bedeutung*, S.73-5.

⁴³ Boguslawski, *ebenda*, S.107-8.

⁴⁴ 軍上層部の社会主義者への対応については、Deist, *Militär, Staat und Gesellschaft*, S.19-41; 望田『軍服を着る市民たち』79-86頁を参照。こうした社会主義に対する脅威とその対策に関する認識は、連続性があり、第二次世界大戦後の著作のなかにも見出すことができる。軍側の立場を追った研究として以下を参照。Reinhard Höhn, *Sozialismus und Heer, Band III, Der Kampf des Heeres gegen die Sozialdemokratie*, Bad Harzburg 1969. ただし、この研究は膨大な史料を用いた研究であり、多くの示唆に富んでいる一方で、第二次世界大戦以前の軍隊社会に通底していた価値観が多く反映された著作であり、「国民社会主義的」価値観によって書かれているとする Wolfram Wette, *Sozialismus und Heer. Eine Auseinandersetzung mit R. Höhn*, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, Sonderdruck, Band XIV, Bad-Godesberg 1975, S.610-622の批判がある。

の言及や対策にとどまらず、将校向けの著作物のなかでも繰り返し言及されていた。当時の軍隊社会での言説では、一般兵役義務によって徴兵される労働者出身の兵士のなかに社会主義のイデオロギーに強く影響を受ける状況が警戒されていた。この社会主義の影響を防ぐ役割を期待されていたのが、将校であった。社会主義者がどのような性質をもち、どのような対策をもって彼らに対峙していくべきかが、軍事雑誌上で取り上げられていくことになる⁴⁵。かつて、自由主義者との議会上の対立が中心であった折には、このような特定の政治的党派に対する警戒といったものは、匿名や退役した軍人によるパンフレットのなかではこれまでもよく見られたものであったが、少なくとも将校向け雑誌で開陳されることはまれであったことから考えてみても、いかに社会主義勢力に対し軍隊内部での危機感が高まっていたのかが理解できる。自由主義者の軍隊認識に際して、軍は、国民負担を軽減するという論理のなかで、軍隊内言説でも徴兵年限を3年から2年に減少させることによって妥協する余地が残されていた。しかし、軍事制度としては自由主義者とはほぼ同一の民兵制を主張していた社会主義者に対しては、このような妥協的態度はみられず、軍に対する明確な脅威としての認識を強くもつことになる。

このような軍隊内部の社会主義者認識は、社会主義者のフリードリヒ・エンゲルスが再三革命意識を強く持ち、軍隊に対する対抗意識を強く持ち、労働者層の軍隊への流入によって軍が次第に社会主義化されることになるという未来像を述べていたことからすれば、まったく根拠がないわけではなかった⁴⁶。エンゲルスの認識では、必然的にもたらされる状況は、軍隊内部では社会主義者の計画とみなされることになり、それに応じた対策が行われることになる。また、ベルンハルト・ネフが指摘するように、当時の社会民主党では、さまざまな軍隊批判・軍国主義批判が行われており、「封建的軍国主義」の主体としての将校団、時代錯誤の騎兵、芝居がかった皇帝大演習、パレード演習に対して戦闘演習が放置されていること、軍服で過度に飾り立てられた「装飾軍国主義 (Dekorationsmilitarismus)」といった問題が取り上げられ、軍隊の組織文化を根本から攻撃し、既存の軍隊組織によってもたらされたものとは異なる軍隊観を提案しようとしていた⁴⁷。このような批判は、すでに左派自由主義者によってもなされていたものでもあったが、社会主義者や社会民主党によるものは批判の度合いが一層強いものであ

⁴⁵ このような論説として、以下。Paul von Schmidt, Das deutsche Offizierium im Kampf gegen den Umsturz, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1899, S.261-276; Heinrich Rocholl, Ueber unsere allgemeine Wehr- und Dienstpflicht wider den äußeren und inneren Feind. Eine Zeitbetrachtung, in: E. Feirherr von Ungern-Sternberg und Pfarrer Ch. Wahl(Hrsg.), *Zeitfragen des christlichen Volkslebens*, Band XXV, Heft 5, Stuttgart 1900; Spohn, Die Offizierpflicht gegenüber der Öffentlichkeit, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1906, S.277-282; Wilhelm Sobota, Militärsoziologie, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1906, S.496-505.

⁴⁶ エンゲルス「ドイツにおける社会主義」ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編集『カール・マルクス＝フリードリヒ・エンゲルス全集』第22巻、大月書店、1971年、257頁。ヴィルヘルム時代の社会主義者の軍隊観・軍国主義批判については、Nicholas Stargardt, *The German idea of Militarism. Radical and Socialist Critics 1866-1914*, Cambridge 1994; Bernhard Neff, *Wir wollen keine Paradetruppe, wir wollen eine Kriegstruppe.... Die Reformorientierte Militärkritik der SPD unter Wilhelm II. 1890-1913*, Köln 2004. また、カール・リープクネヒトの軍国主義批判の詳細な文脈については、以下の文献を参照。大森北文「カール・リープクネヒトの反軍国主義論——1907年『軍国主義と反軍国主義』まで」『西洋史論叢』第13号、早稲田大学西洋史研究会、1991年、30-43頁。

⁴⁷ ヴィルヘルム時代の社会民主党の軍批判については、以下を参照。Neff, *Wir wollen keine Paradetruppe, wir wollen eine Kriegstruppe....*, S.27-41.

り、軍隊内部では、組織文化に対する挑戦として認識され、社会主義者への攻撃を強めていく遠因となった。当時、プロイセン・ドイツ軍隊の役割には、いまだ対外戦争の手段としての軍隊という側面と、国内の治安維持という警察の立場を色濃く残していた。この立場から見れば、「国内の敵」であった社会主義勢力の軍内部での勢力伸長を抑えることこそ、軍隊、将校団、そしてこうした言説空間に位置する軍事著述家にとっても喫緊の課題であり、外敵と戦うことに劣らず重要な問題とみなされたのである。

6. 軍事的必然性からの一般兵役義務の再考

軍事言説のなかで社会主義批判が行われ、軍事専門誌のなかに特定の党派を攻撃する政治的な主張がはっきりと現れていくなかで、一般兵役義務に関しても従来とは別の解釈がなされることになる。一般兵役義務は、もはや軍事的な役割のみならず、国家と国民との関連性のなかで重要な役割を果たすことが強調される。1902年の「一般兵役義務の国民経済的意義について」と題された論説では、一般兵役義務がドイツ国民にとって有益であることを説明している⁴⁸。この「国民経済的意味」とは、純然たる経済上の意味に限定されず、一般兵役義務がドイツ国民の身体能力、肉体能力の向上を行い、健康を促進するという国家社会全体での兵役の副次的効果について言及しているものである。この論説では、国民全体の軍事的精神や、軍事的思考様式の基盤をもたらすものとして、一般兵役義務の利点を主張することになった⁴⁹。

また、1898年に無名の軍事著述家ペーターマンによる「国家を防衛する軍隊 (Staatswehr)」と題された論説では⁵⁰、「国家を防衛する軍隊」を歴史的に概観するなかで、一般兵役義務の道徳的正当性が主張されることになる。この論説では、ヨーロッパの軍隊の歴史が中世の傭兵から始まってのち、フランス革命によって徴兵制に変化し、スイスや社会主義によって提示された民兵を経て、一般兵役義務に帰着する過程が描かれる。歴史的経緯のなかで一般兵役義務が完成形態として主張される状況は、イエンスの歴史把握とほぼ同一であるが、ここではさらに一般兵役義務は道徳的・倫理的に捉えられる。一般兵役義務では多くの人々が戦争に参加することによって、かえって「一般兵役義務によって戦争は短くなった」し、「今日の戦争指導は穏健に人間的になった⁵¹」と、戦争自体を「文明化」するものとして認識され、把握されたのである。

このように、1900年代前後の言説では、兵役義務に求められる論理は、純粋な軍事的な利点から、国家や国民全体に及ぼす利点が強調されることになる。これは、一般兵役義務が軍事組織として歴史的必然であるという主張の一方で、かつての正当化の根拠であったプロイセン・ドイツの文化や特有性を強調することが、もはや困難となっていたことに関係している。プロ

⁴⁸ Dr. Düm, Ueber die volkswirtschaftliche Bedeutung der allgemeinen Wehrpflicht, in v. Frobel(Hg., generalmajor a. D.), in: *Beihefte zum Militär=Wocheblatt*, Berlin 1902, S.467-481.

⁴⁹ Düm, *ebenda*, S.476-478.

⁵⁰ Petermann, Die Staatswehr, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, Band 109, 1898, S.1-30.

⁵¹ Petermann, *ebenda*, S.20

イセンの伝統から導き出されたこの一般兵役義務は、いまやイギリスを除くほとんどのヨーロッパ諸国で、兵役免除規定が存在しないほぼ同様の制度が導入されていた。兵力数という側面では、一般兵役義務という制度は、ドイツの優位性のみを確保する制度ではなく、単に各国の兵力数を増大させる軍事制度として捉えるほかはなくなっていく。1902年には、ドイツでは軍事教育を終えた兵員数を433万と想定し、オーストリアの兵員数を234万、イタリアの兵員数を190万としていたが、同時期にフランスだけでも兵員数411万、ロシアに至っても兵員数540万と認識されていた⁵²。この数字は、もはや独仏戦争でプロイセン・ドイツ軍が享受できた相手国に対する純粋な兵力の優位を今後は得ることが困難となったことを示していた。一般兵役義務の導入によって、各国の平時・戦時の兵力数は飛躍的に増大し、プロイセン以来の独自の制度という文化理解は説得力を失っていくことになる。しかしながら、このプロイセン以来の軍事文化の独自性という観点は、兵役義務制度の独自性という観点ではなく、兵役義務がもたらす国家と国民への利益において強調されることになった。

軍事専門誌では、過去の戦史、そして同時代の他国の戦争の状況変化が検討され、当時の戦争に対する軍事面での新技術や兵器が日常的に紹介されていた⁵³。しかし、1890年代から1900年代にかけての、軍事専門誌の論説で注目されていた議論は、現実の兵力不足や、他国の軍事力の脅威への危機感よりも、将校が管理運営していく兵員をどのようにして教育、訓練していくかを検討していくことが大きな問題として認識されていたのである。とりわけ、一般兵役義務が各国によって導入された結果、必然的に生じる大規模な軍隊は、「百万軍」(Millionenheere)と呼ばれた。一般兵役義務によって徴兵された兵士もこの百万軍の構成員として現代の戦場の主力としての対応が求められることになる。ここで強調されるのもまた、兵士の規律であった。軍事著述家ゲオルグ・フライヘア・フォン・デア・ゴルツは、「我々の歩兵を戦闘歩兵にするために教育すべきではないか⁵⁴」のなかで、兵士の規律が今まで以上に重視され、巨大な軍隊を有機的に運用するために、兵員の理性、精神、肉体を強化する必要があることを強調する。ゴルツは、フリードリヒ・カール王子の発言を引用し、「だが、精神力も教育されるときに、初めて完全な軍事的な人間の価値が達成されるのだ」と述べたあとで、さらに軍事教育における規律の重要性を強調する⁵⁵。

だが、練兵訓練のみでは十分ではないのだ！二年という兵役年限は、たとえ今隊列のなかにいないとしても、あらゆる規律を求める処置の厳密な適用と、あらゆる機会に人員の絶え間ない監視を必要とする。……これまでその心のなかで手つかずのまま眠っていた、内

⁵² Metzler, Der bewaffnete europäische Frieden und die Abrüstungsfrage, in: *Deutsche Revue*, 1902, S.260.

⁵³ このような軍事技術的側面に注目した研究として、以下を参照。Eric Dorn Bronse, *The Kaiser's Army. The Politics of Military Technology in Germany during the Machine Age, 1871-1918*, Oxford 2001. ただし、本書では軍内部の政治的議論は全く考慮されていない。当時のドイツ軍内部での政治的主張に関する言及がほとんど行われておらず、軍事技術的側面に特化しがちなのが、アングロサクソン圏の研究のなかでしばしばみられる。

⁵⁴ Gerog Freiherr von der Goltz, Bilden wir unsere Infanterie aus zur Schlachteninfanterie? in: *Beiheft zum Militär-Wochenblatt*, 1901, S.553-564.

⁵⁵ Goltz, *ebenda*, S.564.

的な規律、兵士としての人員への教育、精神的諸力の覚醒と管理は、将校がそれぞれ個別に人間的に接近する教授時間に特に行われる⁵⁶。

軍事教育において、個々人の内面にあった精神と規律は積極的に呼び起される。規律は単に命令に対して従属するような形式をとらず、自律的なものとして認識され、精神と結び付けられたのである。

一方で、軍事著述家で参謀本部の将校であったフライターク＝ローリングホーフェンによる「われらの歩兵の専門教育のための訓練の価値と意味⁵⁷」は、火力が増大する戦場の変化に対し、どのようにして歩兵教育を行っていくべきかを論じている。こちらにはこのような精神や規律の重視といった視点はみられず、軍事技術的な側面が強調されている。この時期、戦場で戦う兵士をどのような形で教育していくのかという課題は、広く認識されていたが、規律や、軍紀、精神といった領域を重視する主張と火力への対応を考慮する主張と混在していたのである。しかし、この両者はいずれも軍事的効率性の枠内にあり、矛盾する関係ではなく、同一の問題に対処しようとする点では相互補完的な関係にあった。

もう一つの問題は、軍事著述家の間で今後予期される将来戦がどのような形態をとっていくのかという問題が、1900年前後になって真剣に討議され始めていたことである。1871年に戦争を終えてのち、プロイセン・ドイツ軍はヨーロッパでの大規模な戦闘を体験する機会はなかった。義和団事件や、アフリカのドイツ植民地での蜂起を鎮圧するためにドイツ軍部隊が派遣されたが、こうした戦闘の結果は軍事専門誌のなかで扱われてはいたにもかかわらず、二次的なテーマであった。また、他国の植民地地域での軍事行動に関する問題は、軍事専門誌の紙面上ではまれであった。軍隊内の言説では、このような地域での軍事行動は周辺的な問題でしかなかったといえる。もちろん、コルマール・フォン・デア・ゴルツのオスマン帝国での軍事顧問任務は、ドイツ本国でのゴルツ個人の評価を高めることになった。しかし、ゴルツの実績はドイツ側の軍事制度をオスマン帝国に紹介したものであり、バルカン半島での軍事行動において最新の戦訓として積極的に受容されるものを提供したわけではなかった⁵⁸。このように軍隊社会の言説のなかでは、ドイツ軍人による指揮・監督のもとに行われた非ヨーロッパの軍事行動は限定的な地位を占めていたといえよう。こうした地域での戦争は、軍事著述家にとって切迫した問題関心であった大規模な将来戦の教訓を得るには十分なものではなかった。大規模な将来戦に対する準備は、より教訓が見込める他国の戦場の状況を認識、検討することになる⁵⁹。精

⁵⁶ Goltz, *ebenda*, S.567.

⁵⁷ Freiherrn von Freytag-Loringhoven, Wert und Bedeutung des Drills für die Ausbildung unserer Infanterie einst und jetzt, in: *Beiheft zum Militär-Wochenblatt*, 1904, S.527-543.

⁵⁸ 藤由「コルマール・フォン・デア・ゴルツとオスマン帝国陸軍」三宅ほか編『ドイツ史と戦争』356頁。

⁵⁹ この点で、植民地での戦争の成果に影響を受けやすかったフランス軍が、攻勢主義的なドクトリンを採用していたことに比べ、ドイツ軍ではむしろ攻勢主義は、ゴルツやベルンハルディのようなアウトサイダーによって主張され、シュリーフェンによる殲滅戦思想に力点を置いていた軍首脳部には膾炙していなかったという評価もある。マイケル・ハワード「火力に逆らう男たち 1914年の攻勢ドクトリン」ピーター・パレット編、防衛大学校戦争・戦略の変遷」研究会訳『現代戦略思想の系譜 マキャヴェリから核時代まで』ダイヤモンド社、1989年、455頁。

神を強調する議論の背後にも、現実の戦場の状況がかなり過酷になるという予測があった。

将来戦の特徴を的確に反映した外国が指導した戦争は、ドイツが直接体験したアジアや植民地での戦争以上に注目された。ボア戦争（1899-1902）、日露戦争（1904-5）が注目されたが、特にボア戦争の戦訓は取り上げられた⁶⁰。ボア戦争では、小銃や速射砲といった強力な武器が用いられたことが注目され、その効果が厳密に検討された。その一方で、大国イギリスに対しボア人が粘り強く国民的抵抗を繰り広げたことが評価された。軍事著述家のなかでは、ボア人の愛国心は肯定的に評価されていたが、その一方でボア人の軍事組織である民兵は、能力的に劣ったものという評価がなされた⁶¹。ボア戦争での戦訓は、当時の議論のなかで推進されていた激しい砲火に耐えうる兵士の育成に間接的に力を与えることになった。

当時の技術的進展を反映した最新の兵器の火力の増大については、当時の軍事専門誌において非常に詳細に議論が行われていた。将来戦では機関銃や速射砲といった新しい火力の使用は、十分理解されており、一般兵役義務で召集した兵士に対し、戦場でこうした火力に直面して戦闘を行わせるという問題が考慮されていた。

また、戦闘の際に、直面するであろうと予測された戦場でのパニックへの対応も問題とされた⁶²。パニックの克服に対しては、新しい学問である心理学にも関心が払われたが、戦場での戦闘意欲をどのように維持するのが取り上げられるなかで、戦場での混乱を鎮める将校に、規律の徹底が求められている。戦場で起こりうる予測された混乱に対し、意志の力⁶³によってパニックを克服することが求められていくことになった。

このように、現実召集した兵士をどのように戦闘に耐えられる状況に訓練していくのかという問題が検討された一方で、軍事史の研究史では議論の対象となる戦闘によって敵を撃滅する「殲滅戦」理念や、包囲殲滅という議論は、戦史研究の文脈をのぞけば、軍事専門誌では必ずしも多くはなかったといえる。軍事史や戦史研究の文脈においては、「参謀本部の歴史」解釈は過度に強調される傾向があり、シュリーフェン計画のような二正面作戦計画案、もしくは殲滅戦に関する議論が大きな論争に発展する傾向があった。しかし、当時の軍事専門誌のなかでの一般的な軍事言説を追っていくとその多くは、現実的問題への対応に集中していたといえる。もっぱら、軍隊組織が直面した問題に対する解決策が論説のなかではよく扱われる傾向があり、現実への直接的な対応策に重点が置かれていた。

教育に関する言及が急激に増大するのも、ほぼ同時期の1890年代末から1900年代初頭であった。軍隊と教育の問題は、1867年の北ドイツ連邦法に明記されていたが、一般兵役義務は国民を軍事的に教育する学校という指摘のなかで、帝政期の初頭にたびたび議論され、一般兵役義

⁶⁰ Balck, Die Lehren des Burenkrieges für die Gefechtstätigkeit der drei Waffen, in: *Beiheft zum Militär-Wochenblatt*, 1904, S.253-304.

⁶¹ Balck, *ebenda*, S.294.

⁶² 戦場における心理的要因に着目した論説として、Paul, Die Psychologie in der militärischen Erziehung, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1895, S. 98-104; Fr. Starck, Paniken. Ein Beitrag zur Psychologie des Krieges, in: *Beiheft zum Militär-Wochenblatt*, 1904, S.447-463.

⁶³ Starck, *ebenda*, S.463.

務と結びつけて論じられてきた。また教師の側からは、一般兵役義務と教育が直結され、同一化して論じられる傾向があり、軍隊によりもたらされる軍事教育の利点が強調されていた⁶⁴。加えて、教師自身が一般兵役義務を体験することの利点も強調されており⁶⁵、教育の世界に軍事的な価値観を積極的に取り入れていくことが求められていた。帝政期においては、当初より教育界と一般兵役義務には親和性があり、強調される傾向があったといえよう⁶⁶。

1900年前後には、軍事誌上での論説や書籍の形で、こうした国防と教育の問題は検討対象となった。このような著作物のなかでも、軍人と教育者が協力して執筆した『国防力と教育』は特徴的な著作である⁶⁷。この著作は、ゲルリッツ出身のプロイセン下院議員エミール・フォン・シェンケンドルフ⁶⁸とグーツムーツ実科学学校校長のヘルマン・ロレンツによって編集され、青年教育における軍隊と教育の接近が明確に言及されている。ここでは、一般兵役義務、国防と、青少年の教育をどのように拘わらせていくかが多角的に論じられている。そのほとんどは当時の軍事専門誌のなかで一般的に行われている議論から導き出されていた。『国防力と教育』では、「軍事専門家の声」として多くの著名な軍事著述家の言説が取り上げられている。コルマール・フォン・デア・ゴルトは「国民皆兵」を、ボグスラウスキーは「わが軍と青年」を、ヘーゼラーは「青少年教育における危険な嘘」を、ヴィルヘルム・フォン・ブルーメは「国防力の道徳的、身体的基盤」を、イエンスは「遊びと真剣さ」といった論説を寄稿し、兵役義務の位置づけから、青少年への軍事教育の積極的な推進を求めている。本書では、学校教育の側からは中等教育の教員が執筆しているに過ぎず、社会的発言という点からすれば、軍事専門家を権威として必要としていた⁶⁹。ブルーメは「国防力の道徳的、身体的基盤」と題された論説では、国家の防衛と祖国防衛に携わる若者の教育を積極的に結びつけている。

一般兵役義務は単に頭数をそろえるだけではなく、国土防衛任務にその能力のある全国民（Volk）の男たちのすべての道徳力と精神力をも提供するものである。……祖国の防衛が身分や財産の区別なく、すべてのものにとって名誉な義務であり、守り続けるという考え方は、生徒にもまったく崇高に繰り返し心の内におかれている。全国民の思考と感情にしっかりと影響を及ぼすという、考えは誤ってはいない。……政治的階級闘争との繰り返

⁶⁴ Heinrich Stürenburg, Wehrpflicht und Erziehung, in: Franz von Holtzendorff (Hrsg.), *Deutsche Zeit- und Streit-Fragen. Flugschriften zur Kenntniß der Gegenwart, Jahrgang VIII. Heft 113-128*, Berlin 1879, S.139-183.

⁶⁵ G. Helmcke, Die Wehrpflicht der Lehrer, in: Wilhelm Meyer=Markau, *Sammlung pädagogischer Vorträge, I Band 8. Heft* (November 1888), Bielefeld und Leipzig 1888, S.147-161.

⁶⁶ すでにドイツ統一以前のトゥルネンのなかに、このような軍隊と教育の結びつきを見出し得る。小原淳『フォルクと帝国創設——19世紀ドイツにおけるトゥルネン運動の史的考察』彩流社、2011年。

⁶⁷ E. von Schenckendorff und Hermann Lorenz, *Wehrkraft und Erziehung. Schriften des Zentralausschusses zur Förderung der Volks- und Jugendspiele in Deutschland*, Leipzig 1904.

⁶⁸ シェンケンドルフについては、トゥルネンとの関係性で以下の研究がある。波多腰克晃「トゥルネン＝スポーツ抗争に関する一考察：19世紀後半にみる国民祝祭としてのドイツ・オリンピック計画について」『日本体育大学紀要』40（1）、2010年。23-34頁。望田幸男『軍服を着る市民たち——ドイツ軍国主義の社会史』有斐閣、1983年。

⁶⁹ 体育運動の軍国主義的状况に関しては、青年ドイツ同盟との関係性のなかで論じられた以下の研究が重要である。望田幸男『軍服を着る市民たち——ドイツ軍国主義の社会史』有斐閣、1983年、72-112頁。

される戦いのなかで、兵役義務は調停する要因、和解させる要因をなす。最高の力を発揮することを、兵役義務は可能にする。つまり、青年から入念な教育を受け、分別と行動力のある国民は、祖国への犠牲をいとわぬ愛と忠誠をもち、国家指導部への信頼関係に従うのである⁷⁰。

ここでは、一般兵役義務は、道徳力、精神力、平等な名誉の義務、国民の政治的和解、祖国愛と忠誠という複数の立場によって、祖国防衛に資するものとして認識されている。それは単に兵力確保の手段としてよりも、国内外からの現状の国家体制の防衛を担う国民全体の問題として認識されていくことになった。

軍事著述家と教育界の結びつきは、一般兵役義務で徴兵された民間人に対するものだけではなく、専門教育を含むなかで多岐にわたっている。兵士、将校、指揮官が将来戦に臨むべく新しい教育と訓練が要求されていたことは、1900年代以降の軍事専門誌のなかで、教育に関する論説が増大していく状況に示されていたといえよう⁷¹。軍事教育の立場においては、軍事的効率性が重視されることになったが、国民、祖国といった概念もまた強調されていた。このような軍事的価値観を前提とする論理展開は、全ドイツ連盟やドイツ国防協会といったグループとの人的な関連性を強めるなかで、1914年まで拡大していく傾向にあった⁷²。ドイツ国防協会に代表される運動に向かっていく言説上の基本的論理を構築する際に、軍事著述家による一般兵役義務に関する主張は、兵力増強による陸軍の強化という視点以外にも、軍全体に対する規律の徹底、道徳的教育の強化として認識されていた。そして、こうした言説形成の背後には、軍隊内部の社会主義への脅威観、軍事的必然性への言及が作用していたのである。

⁷⁰ Wilhelm von Blume, Die sittlichen und körperlichen Grundlagen der Wehrkraft, in: *Wehrkraft und Erziehung*, S.88.

⁷¹ 教育に関する論説は、とくに『陸海軍年報』において多くみられる。その内容は一般兵役義務によって召集された兵士に直接的にかかわるものから、軍隊内部の職業教育にいたるまで多岐にわたっていた。1900年代のものとして以下の論説があげられる。Meyer und v. Gersdorff, Heer und Schule, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1906, S.581-592; Meyer, Pädagogisches, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1906, S. 288-302; Thilo von Trota, Die Erziehung der Truppenführer zur Willenskraft, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1907, S. 39-49; Von Uhl, Pädagogisches, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1907, S. 229-235; Meyer, Noch einmal, Pädagogisches, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1908, S. 59-62; Spohn, Militärische Jugenderziehung unter besonderer Berücksichtigung der Militärflichtjahre, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1908, S. 1-24; Von der Esch, Über Kadettenerziehung, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1908, S. 227-240; Von Gersdorff, Volkserziehung zur Wehrkraft, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1909, S. 627-631; Konrad Lehmann, Die Erziehung des Soldaten, in: *Jahrbücher für die Deutsche Armee und Marine*, 1909, S. 279-289, 405-415.

⁷² 全ドイツ連盟やドイツ国防協会の研究については、プロバガンダの状況や構成員の社会的出自、政治的な形成過程に関して研究の蓄積がある。ドイツ国防協会については、Marilyn Shevin Coetzee, *The German Army League. Popular Nationalism in Wilhelmine Germany*, New York 1990; 全ドイツ連盟に関する研究として、福井秀子「全ドイツ連盟の急進路線への転換——H・クラースの抬頭と新旧勢力の対立——」『歴史研究』第22号、1984年、87-108頁。

7. おわりに

本稿では、ドイツ第二帝政期における軍隊社会内部の一般兵役義務に関する言説を検討した。一般兵役義務をめぐる言説はこの時期大きな変化がみられる。当初、一般兵役義務は卓越した軍事制度として認識され、規律や義務を国民に普及させる土台として正当化が図られていた。一方で一般兵役義務の制度的卓越性は、軍事著述家たちの叙述のなかで歴史的に証明されることとなった。また一般兵役義務を用いた言説は、政治的な場においても利用された。帝国議会においてしばしば争点となった軍事予算審議の際に、一般兵役義務は、自由主義者が主張する軍事制度（民兵制）を批判する材料としても用いられたのである。一般兵役義務は、当時ドイツ国内で一般に普及した制度であったが、1814年以來のプロイセンの伝統的な制度として認識され、さらにドイツ帝国を建国するに至った軍事的優位を成し遂げた制度として、軍事史記述においても最終形態として論じられた。こうした立場からは、民間から提示される軍事制度は、すでに克服されたものとして認識された。

しかし、一般兵役義務に関する満足は、まさにビスマルク時代（1871～1890年）からヴィルヘルム時代（1890～1914年）にかけて変化を遂げることになる。仏露に対抗する国防上の必要性から、一般兵役義務をめぐる議論は、転換を余儀なくされる。1892/93年軍事法案は、帝国議会の承認のもとに決定される必要があり、同時期に出版されたパンフレットでは、兵力増強の必要性が熱心に説かれることになった。また、その後の国内政治上の変化、つまり左派自由主義勢力の退潮と社会民主党の躍進に代表される社会主義者の存在感の拡大は、それまで自由主義批判が主であった軍内部の批判対象を変化させた。主な国内の敵としての社会主義者への攻撃を強めた。社会主義者の軍事論は、革命を前提としたものとして理解され、警戒されることになった。さらに、軍隊内部の言説の政治化による批判は、社会主義勢力にとどまらず、当時勃興途中にあった平和主義運動にも向けられている。国家組織のなかで専権事項として戦争、軍隊を扱う軍にとって、自己の軍事的解釈とは異なる問題提起を行う社会主義や平和主義に対する警戒が、1890年代以降高まっていったのである。

さらにこの時期、一般兵役義務は将来戦への対応のなかで見直しが行われた。一般兵役義務は、ドイツ国民の身体的、道徳的特徴を補強する存在として認識された一方で、他国がほぼ同様の制度を導入したことによってプロイセン＝ドイツの独自性という側面は薄れていった。自国の一般兵役義務の優位性が中心的な議題として取り上げられることはなくなり、徴兵された兵士の教育が争点となった。これには、ポーア戦争や日露戦争から得られた戦訓が大きく作用していた。愛国心あふれる兵士が頑強に抵抗しえたこの両者の戦訓は、肯定的に受け入れられ、激しい砲火に耐える兵士への教育が求められていくことになる。そしてその教育は、プロイセン・ドイツの伝統的価値観のなかで主張されていた規律や軍事的精神が強調された。ここでは、一般兵役義務そのものの卓越性ではなく、軍隊内部の規範文化と兵役義務がもたらすものがあらためて評価されることになったのである。

このような精神主義を伴うような攻勢の強調は、ドイツだけの問題ではなく、第一次世界大

戦前のフランス、ロシア、そして日本などでも見られた⁷³。とはいえ、このような共通性に重点を置くばかりに、戦争肯定論、社会ダーウィニズムの色彩を極めて強く持ち、第一次世界大戦時にイギリスをはじめとした協商国が徹底して批判した「ドイツ軍国主義」的世界観の表出を相対化しすぎることにについては、問題がある。ドイツの特有の道に連なる「ドイツ軍国主義」の根底となるような主張が軍隊内部のなかで形作られていったプロセスは、ドイツ独特の現象であった。とりわけ、軍事著述家の言説において社会主義への敵視政策が、軍隊内言説のなかで政治的に形成されていったことや、軍事的合理性のなかでの一般兵役義務概念への対応変化がもたらしたものは重要である。自由主義や社会主義の軍隊認識は、一般兵役義務とは異なる制度を用いた軍を建設しようという意図があった。そして、軍事著述家たちはこれに対抗する意図を持っていたし、また軍が予期していた将来戦への対応にまい進するなかで、このようなアマチュアの軍事的世界観に対抗することになった。とはいえ、軍事的合理性、軍事的世界観の社会化は、第一次世界大戦以前には、国家や社会全体における根本的原理ではなかった。これはあくまでも、発言力の大きいオピニオンリーダーたちのものであった。しかし、ドイツ帝国という社会のなかで、戦争や軍隊の問題を考えると、世論形成において軍事著述家の発言力は小さなものではなかったこともまた事実なのである。

⁷³ 第一次世界大戦以前のヨーロッパ諸国における攻勢主義の問題については、以下を参照。ハワード「火力に逆らう男たち 1914年の攻勢ドクトリン」パレット編『現代戦略思想の系譜』、457頁。

◇

Discourse on “allgemeine Wehrpflicht” in Imperial Germany, 1871-1914: From Justification to Military Rationality

Hiroki NAKAJIMA

This article focuses on the discourse on “allgemeine Wehrpflicht (compulsory military service)” in the German Empire. This discourse on “allgemeine Wehrpflicht” had a large shift; at first, the on “allgemeine Wehrpflicht” had been recognized as part of an outstanding military system, and on “allgemeine Wehrpflicht” was justified as the foundation for familiarizing the nation with the concept of discipline and commitment. However, this satisfactory recognition greatly changed as Germany saw a transition from the age of Bismarck (1871-1890) to the age of Wilhelm II (1890-1914). The defense needed to cope with the Franco-Russo alliance forced the Germans to shift their argument on “allgemeine Wehrpflicht”. With the need for greater military buildup and the enhanced presence of socialists as shown by the great leap of the Social Democratic party, the German military changed focus from liberalism, which had been the previous object of criticism, to the socialists as “inner Feind”, and the military intensified its aggression toward socialists.

In addition, “allgemeine Wehrpflicht” was re-examined in the same period from the viewpoint of military logic; “allgemeine Wehrpflicht” had been introduced in other nations by that time, and the Prussian-German military service was no longer unique. Instead, how to educate those conscripted soldiers emerged as a new issue, which was strongly influenced by military rationality. The fact that patriotic soldiers had shown formidable resistance in the Boer War and the Russo-Japanese War was perceived positively, and military rationality called for the education of soldiers who would be able to withstand fierce gunfire. In that education, too, Germans emphasized the value of discipline and militaristic spirit just as had been advocated in the Prussian-German tradition. Therefore, Germany repeated the normative culture in the military forces as the tradition, rather than the excellence of “allgemeine Wehrpflicht”.